

第6回 国の関与 その2

・ 関与等の手続

1. 概説

行政手続法の理念の導入

2. 適用範囲 (246 条以下)

基本類型外の関与にも適用あり。「・・・その他これらに類する行為」(247 条)

3. 助言等の方式 (247 条)

書面の交付、不利益取扱いの禁止 ? 行手法 35 条、32 条 2 項

4. 資料の提供の要求等、是正の要求等の方式 (248 条)

書面の交付

是正の要求、指示等について、理由を記載した書面を交付する義務 (249 条)

5. 協議の方式 (250 条)

協議が調うことは必ずしも必要ではない。

? 係争処理手続 (250 条の 13 第 3 項、251 条の 3 第 3 項)

書面の交付

6. 許認可等並びにその拒否処分および取消し等の方式 (250 条の 2)

許認可等の基準 ? 行手法

標準処理期間 ? 行手法

許認可等の取消しの方式 (250 条の 4)

取消し等の内容と理由を記載した書面の交付

7. 届出 (250 条の 5)

8. 並行権限の行使の方式 (250 条の 6)

建築基準法 17 条 7 項、12 項 国の利害に重大な関係がある建築物についての建築確認。自治体レベルで法令違反や処分の懈怠があれば、国土交通大臣が、指示を出して改善を図っても効果がないときは、自分で必要な措置を執ることができる。

事前の通知義務

9. 意見の申出と国の回答義務 (263 条の 3)

・法定受託事務の処理基準（245条の9）

1．処理基準で決める事柄

法令の解釈、許認可の審査基準、調査の様式。

2．処理基準の効力

法的拘束力はなく、自治体に服従義務はないが、是正の指示を受けることはある（白藤、日評基本法コメ 339頁）。

* 「よべき基準」の意味（松本『詳解』201頁以下）

処理基準に反した事務処理は違法と評価され得る。法令を解釈した処理基準の場合、それと異なる解釈による事務処理は違法と評価され得る。

?是正の指示 係争処理手続（処理基準の内容の適否も判断される。）

3．処理基準と関与

処理基準は一般的に定めるもので、具体的、個別的なものである関与には当たらない。したがって、処理基準は具体的な事件性を欠くので、これを直接係争処理手続の対象とすることはできない。

第一次勧告 「法令の解釈等についての一般的な指示」

第二次勧告 「一般的指示」 是正の指示と同じ位置づけ

自治省大綱（1997.12.24）で「処理基準」となる。

4．処理基準の形式

告示に限られない。「処理基準」を定め、通知として自治体に示すことも可能。

5．自治事務の処理基準

自治事務に関して「処理基準」を定める必要がある場合には、法律またはこれに基く政令（法律またはこれに基く政令の委任に基く省令または告示を含む）で定めるべきである。つまり、自治事務については、助言または勧告を行うことはともかく、個々の法律の根拠規定がなければ、国として基準を定めることはできず、自治体の判断に委ねるのが筋ということ。

6．通達・通知と処理基準

機関委任事務の指揮監督権の下では、通達の形式で一般的に規律することも、具体的事例について個別に指示等を発することも可能であった。

処理基準の場合は、あくまで一般的な関与。必要最小限度の原則がかかる（本条5項）。新たな事務の義務づけ、国との協議や承認等の関与、必置規制などを定めることはできない（2条2項、245条の2）。

・国と地方の係争の処理

1. 国地方係争処理委員会の組織と役割

国の関与に関して不服のある地方公共団体からの審査の申出を受け、当該国の関与の適法性について迅速に審査し、国の行政庁に対する勧告等を行うことを任務とする機関。

[組織法上の性格]

8 条機関。適法性審査の事務は各省庁に横断的に関わるため総理府に設置。

総理府 各行政機関の施策および事務の総合調整。他の行政機関の所掌に属しない事務。

? 総務省

2. 権限

250 条の 7 第 2 項 + 250 条の 13 以下

3. 委員

(1) 委員 5 人 (250 条の 8 第 1 項)

委員長 塩野宏、委員長代理 上谷清、委員 大城光代、五代利矢子、藤田宙靖
実行力と機動性、学識経験を有する者のバランスのとれた配置 ? 5 人

(2) 委員長

委員の互選

(3) 委員の勤務形態

紛争は頻発しないとの予想から原則として非常勤。審査の申出件数等を勘案し、必要に応じて 2 人以内を常勤とすることができる。

4. 委員の任命

「優れた識見を有する者」 両議院の同意。内閣総理大臣 (? 総務大臣) が任命。

5. 委員の政治的中立性 (250 条の 9 第 2 項)

3 人以上が同一の政党その他の政治団体に属することになってはならない。

(1) 委員の任期 (250 条の 9 第 5 項)

3 年、再任可。

(2) 委員の罷免 (250 条の 9 第 12 項)

罷免事由の法定 (4 項、8 項、9 項、10 項、11 項) 。

9 項と 11 項は両議院の同意が必要。

(3) 委員の守秘義務 (250 条の 9 第 13 項)

判断の中立、公正さに対する信頼を確保するため。ただし、罰則なし。国民からの批判による社会的評価の失墜が社会的制裁。

(4) 常勤委員の兼業禁止 (250 条の 9 第 15 項)

(5)委員の給与

特別職の職員の給与に関する法律

6．会議

(1)運営の方式（250条の11）

2人以上の出席を要する。

(2)委員の除斥（250条の9第16項）

7．専門調査員

委員長の推薦により総務大臣が任命する（施行令174条）。

8．国地方係争処理委員会による審査の手続

関与？ 係争処理委に審査の申出？ 違法または不当であれば勧告？ 国行政庁の措置？ 自治体に不服があれば訴訟。

9．横浜市勝馬投票券発売税事件

(1)新税創設の背景

財政需要の増大：福祉、子育て支援、環境対策、都市基盤の整備

財源の見通し：市税収入の伸び悩み、市債発行の抑制

(2)馬券税の基本思想

公共法人は法人税は非課税になっている。しかし、公共法人も行政サービスを受けている地域の構成員であることには変わりない。そこで、収益をあげて活動を行っており、市域内で行っている活動が直接地域住民の生活等の向上を図るものではないものについては、相当の負担を求めることにする。この条件に該当する公共法人は横浜市域内では日本中央競馬会のみ。

(3)平成13年7月24日係争委勧告の意義

(a)本件同意制度の性質

自治法245条第1号二で定める同意であり、自治法245条の2の規定に基く関与法定主義に基き、地方税法第669条および671条で定められた。

(b)本件勧告の意義

国の関与の在り方については、自治法を基本に据えた。

審査基準の設定、公表は必要だが、たとえ不十分でも違法、不当とはしない。

国の裁量権をこれまでより狭め、他事考慮を退けた。

委員会は国の関与を審査するのであって、自治体の行為自体の違法性は判断しない。